

## 第325回兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

### 1 開催の日時及び場所

日時 令和3年4月19日(月)午後2時00分から

場所 兵庫県水産会館4階第5会議室

明石市中崎1-2-3

### 2 開催通知の日及び招集者

通知の日 令和3年4月12日

招集者 兵庫県知事 井戸 敏三

### 3 委員総数及び出席委員数

委員総数 15名

出席委員数 14名

### 4 出席委員の氏名

漁業者委員 大西賀雄、岡田 武夫、片山 守、小磯 富男、社領 弘、中澤 卓夫、東根 壽、  
福田 明弘、前田 若男

学識経験委員 井上 仁、井上 二三枝、田沼 政男、反田 實

中立委員 榊 由美子

(参考)

欠席委員 河原 典史

### 5 臨席者

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局  
(兵庫県農政環境部農林水産局水産課兼務)

局長	中岸 明彦
次長	眞鍋 厚
局長補佐	森本 利晃
主査	谷口 健
職員	安達 祐太郎

兵庫県農政環境部農林水産局水産課

課長	中岸 明彦
副課長	眞鍋 厚
漁政班主幹	森本 利晃
主査	谷口 健
職員	安達 祐太郎

兵庫県加古川農林水産振興事務所  
兵庫県姫路農林水産振興事務所

課長補佐	峰 浩司
課長補佐	南山 卓範

6 傍聴者

明石浦漁業協同組合

代表理事組合長 戎本 裕明

兵庫県漁業協同組合連合会

指導部部員 三井 佑太

7 付議事項及びその結果

- ・会長並びに副会長の選出について

委員互選の結果、会長は田沼委員、副会長は井上仁委員に決定。

- ・漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示内容について（諮問）

原案どおり異議なく答申することに決定。

【議事の概要】

（開会を宣し、委員の出席状況、付議事項について報告。委員会の成立を告げる。）

眞鍋次長

それでは議事に入ります。

本日は最初の委員会ですので、会長が選出されておられません。

会長が選出され、議長が決まるまでの間の仮議長を選出いただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

田沼委員

事務局に一任します。

眞鍋次長

ありがとうございます。それでは東根委員に仮議長をお願いしたいと思います。

（東根委員、議長席に移動）

東根委員

ご指名いただきましたので、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。それでは議事に入ります。

最初の議題「会長並びに副会長の選出について」を上程します。

会長の選出ですが、漁業法 137 条第 2 項の規定により「会長は委員が互選する。」となっています。いかがいたしましょうか。

中澤委員

田沼委員を推薦します。

東根委員

田沼委員の名前があがりましたがいかがでしょうか。

(異議の有無を確認) (本人の同意を確認)

それでは異議ないようなので、会長は田沼委員にお願いします。

続きまして副会長の選出ですが、兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会規程の第3条第2項の規定により「副会長は委員が互選する。」となっています。いかがいたしましょうか。

中澤委員

井上(仁)委員を推薦します。

東根委員

井上(仁)委員の名前があがりましたがいかがでしょうか。

(異議の有無を確認) (本人の同意を確認)

それでは異議ないようなので、副会長は井上(仁)委員にお願いします。

それでは、第22期兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会の会長には田沼委員、副会長には井上(仁)委員にご就任いただくことに決定します。

私の役割はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

(東根委員、自席へ移動)

眞鍋次長

それでは、田沼会長に議長席にお移りいただき、就任のあいさつをいただきたいと思います。会長よろしくお願いします。

(会長、議長席へ移動)

田沼会長

ただいま皆様方にご指名いただきました田沼です。

瀬戸内海の漁業、水産業は厳しい状況であります。そのような中ですが漁業調整や資源の管理、様々な事柄でこの委員会で審議することがあります。是非とも委員の皆様にもご協力をいただき

たいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

眞鍋次長

続きまして、井上（仁）副会長にも就任のあいさつをいただきたいと思います。副会長よろしく申し上げます。

井上（仁）副会長

ただいま、皆様から推薦いただきました井上です。漁業調整等、精一杯、会長を助けていければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

眞鍋次長

ありがとうございました。

それでは、会長、議事進行よろしく申し上げます。

田沼会長

それでは本日の議事に入る前に、第325回委員会ですので、議事録署名委員の方を私の方から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（承認）

田沼会長

ご承認いただきましたので、大西委員と福田委員に議事録への署名をお願いいたします。

田沼会長

それでは、議事に入ります。付議事項「漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示内容について（諮問）」を上程いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

谷口主査

（諮問文朗読）

谷口主査

（委）資料1を用いて説明。

田沼会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

東根委員

確認ですが、今回公示するさより船びき網漁業の地区については、条件に操業時間の設定はありませんか。

森本局長補佐

許認可方針にありますが、時間が決まっている地区、決まっていない地区があります。例えば、淡路の東浦、西浦には日没から日の出まで操業してはならない。南浦の福良、阿万、灘（南淡）では午後5時から翌日午前6時まで操業してはならない、と時間の条件がありますが今回、公示するそれぞれの地区には該当ありません。

東根委員

分かりました。

田沼会長

他に無いようですので、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示内容については、原案どおり異議ないことを答申してよろしいでしょうか。

（異議なし）

田沼会長

異議がないようですので、そのように決定いたします。

これで本日予定しておりました議題は全て終了しましたので、これをもちまして、第325回委員会を終了します。

閉会：午後2時35分

（委員会終了。）

本委員会議事録の正確なることを証して、署名押印する。

令和3年4月19日

会 長

---

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---